

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令  
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和四年一月二十七日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者  
不明

ただし、登記記録の表題部所有者 花谷 市之助外二百一名

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町  
三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市  
熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付  
替工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 草戸町 字下山地	一六二六番	雑種地	雑種地	八五	八五・三八	八五・三八

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和四年二月十七日にその通知があったものとみな  
されます。